

第4章

四日市市がめざす地域包括ケアのすがた

1. 計画の基本的な考え方

本市では、平成12年に始まった介護保険事業の中で、「安心と生きがいのある長寿社会」を基本理念として掲げ、介護サービスの基盤整備や在宅介護支援センターと地域包括支援センターを核とした相談・支援体制の確立を中心に計画を推進してきました。

また、第7次計画からは、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、高齢者の医療、介護のニーズがピークに差しかかる2025年（令和7年）をひとつのターニングポイントと捉え、さまざまな施策を推進してきました。しかし、その後も緩やかに高齢者人口は増え続け、団塊の世代の子どもである「団塊ジュニア」が65歳を迎える2040年（令和22年）には、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者が増加するとともに、支援を必要とする高齢者を支える担い手が不足することが予想されています。そのため、本計画では計画期間中に2025年（令和7年）を迎えることを念頭に置き、2040年（令和22年）までを見据えたものとします。

こうした本格的な高齢社会に向けて、公的なサービスだけでなく、地域での見守り、助け合いなどの市民による支え合い活動や地縁団体、NPO、ボランティア団体、事業者などの多様な主体が関わることにより、重層的に高齢者を支える地域包括ケアのしくみをより一層充実させることで、「住み慣れた場所で自分らしく暮らせる環境づくり」を実現していかなければなりません。

さらに、平均寿命が延伸する中、介護や医療を必要としない「健康寿命」を延ばすためには、高齢期をいかに健康かつ生きがいを持って暮らせるかが重要になっており、「人生100年時代」と言われる中で「誰もがいつまでも健康で暮らせるまち」を実現していかなければなりません。

こうしたことから、「四日市市総合計画」の基本的政策を踏まえ、本計画の基本理念を「住み慣れた場所で健康で自分らしく暮らせるまち」とし、その理念のもとで総合的に取り組みを進めます。

〈基本理念〉

**住み慣れた場所で
健康で自分らしく暮らせるまち**

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた基本目標

本計画の基本理念である「住み慣れた場所で健康で自分らしく暮らせるまち」のもと、高齢者誰もが安心して、地域の中でいきいきと自分らしく暮らせるよう、市民、介護サービス事業所、医療機関、民間企業、行政などの協働のもとで高齢者を支える「地域包括ケアシステム」を深化・推進していきます。

その実現に向けて、以下の4つの基本目標を掲げ、この目標のもとで具体的な施策を一体的に進めます。

基本目標Ⅰ 介護予防・重度化防止を推進するとともに日常生活を支援する

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、公的サービスとともに、住民ボランティアなど地域の多様な主体と協働して、介護予防や日常生活の支援、家族介護者への支援や「通いの場」づくりを推進します。そのため、介護予防・日常生活支援総合事業を拡充するとともに、生活支援コーディネーターなどと連携しながら地域ぐるみでの支え合い、見守りの体制づくりを支援します。

基本目標Ⅱ 医療と介護との連携で高齢者の在宅生活を支える

高齢化が進み、医療を必要とする高齢者が増加することから、医療と介護を受けながら安心して、最期まで自分の希望する場所で暮らせるよう、医療と介護の連携を一層強化していきます。

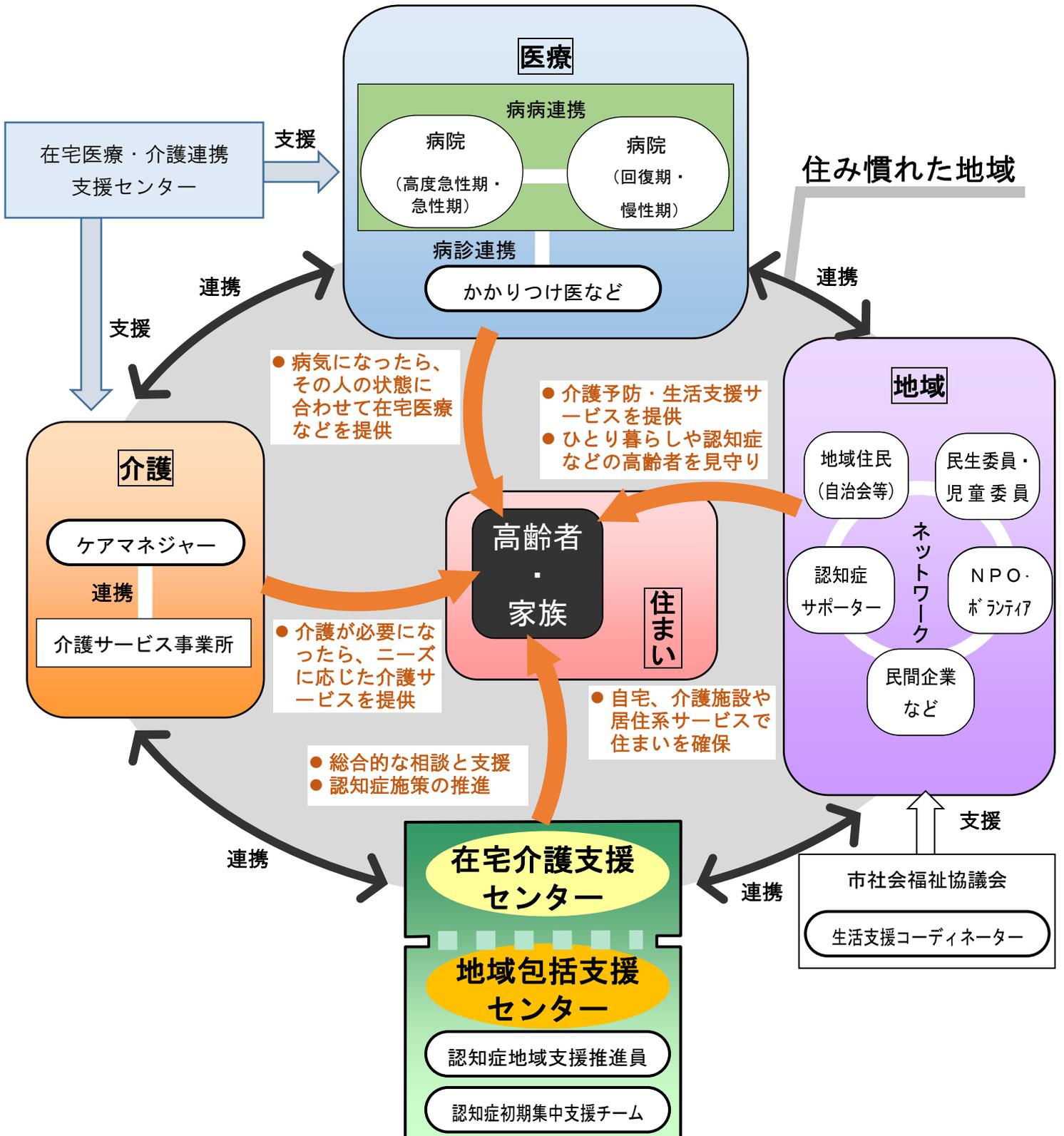
基本目標Ⅲ 認知症の人や家族を地域で支えるとともに高齢者の尊厳を守る

認知症の人やその家族が、できる限り地域の中で安心していきいきと暮らし続けられるよう、認知症に関する地域の理解を促進し、社会のしくみや環境を変えることで、認知症があってもなくても暮らしやすい「認知症フレンドリー社会」の実現をめざします。また、認知症予防、早期診断、早期対応体制の強化から認知症が進行したときに利用できる医療・介護・生活支援サービスの確保まで認知症の状態に応じた適切な支援ができるしくみづくりを進めます。

基本目標Ⅳ 介護サービスの充実によって高齢者と家族を支える

介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、中重度の要介護者の在宅生活を支える介護サービスや高齢者に配慮した施設・住まいの充実を図るとともに、サービスの質の向上と人材の確保、及び安定的な事業運営に向けた取り組みを進めます。

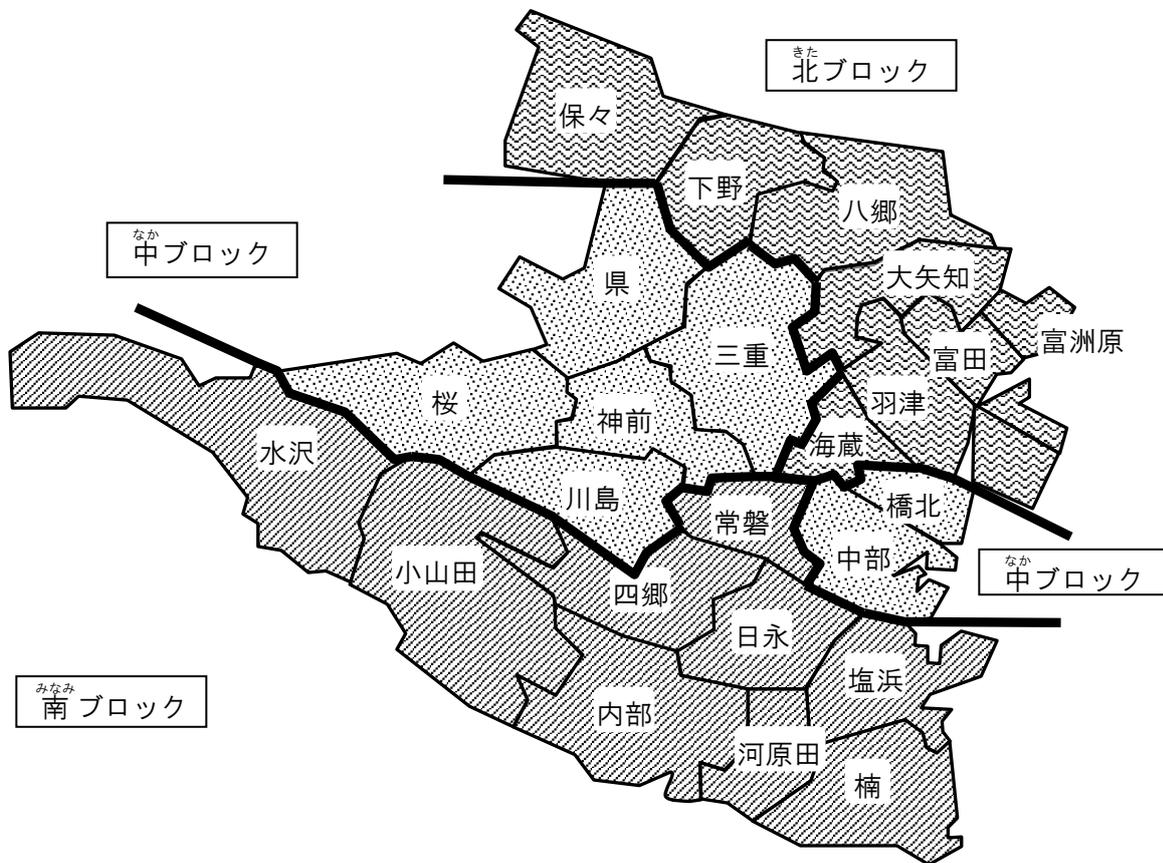
図 四日市市がめざす地域包括ケアシステムのイメージ



3. 日常生活圏域の設定

本市においては、地区市民センター所管区域である 24 地区を日常生活圏域に位置づけることによって、身近な地域での介護予防・生活支援の体制の充実を図るとともに、日常生活圏域をまとめた3つの「ブロック」によって医療・介護連携や認知症施策を進めます。あわせて、各層での地域ケア会議や地域包括支援センターのネットワークを生かし、ブロック内での連携をより一層強化しつつ、地域包括支援センター間の連絡調整を密にし、相互の情報共有と市内のサービス供給バランスの平準化を図ります。

図 ブロックと日常生活圏域



4. 地域包括ケアシステムを支える基盤の強化

(1) 「三層構造」による支援体制の強化

在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市の「三層構造」におけるそれぞれの機関の機能分担、連携のあり方に関する意見交換会を実施するなど、「三層構造」の支援体制の強化に向けた取り組みを、今後も継続して実施します。

在宅介護支援センターについては、地域に密着した総合相談窓口になるよう市民への周知を継続するとともに、地域の支援体制づくりなどへの関与を強めるため、地域の各種団体との連携を一層進めます。また、在宅介護支援センターの機能強化を図るため、高齢者人口の多い地区などでの在宅介護支援センターの体制充実を進めます。

地域包括支援センターについては、引き続き、権利擁護や認知症に関する対応、医療と介護の連携など専門的な相談窓口としての体制を強化するとともに、各種の専門機関との連携を一層進めていきます。

市は、地域包括ケアシステムの深化・推進のための企画・調整を行うとともに、在宅介護支援センター、地域包括支援センターの現状把握を行い、機能分担を踏まえた運営方針をより明確にし、機能強化に向けた連携ルールの策定とそれに基づく支援を継続して実施します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響などから着手できていなかった地域包括支援センター運営協議会の機能拡充を進め、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの評価及び指導を強化します。

(2) 地域包括支援ネットワークの強化

①地域ケア会議の開催

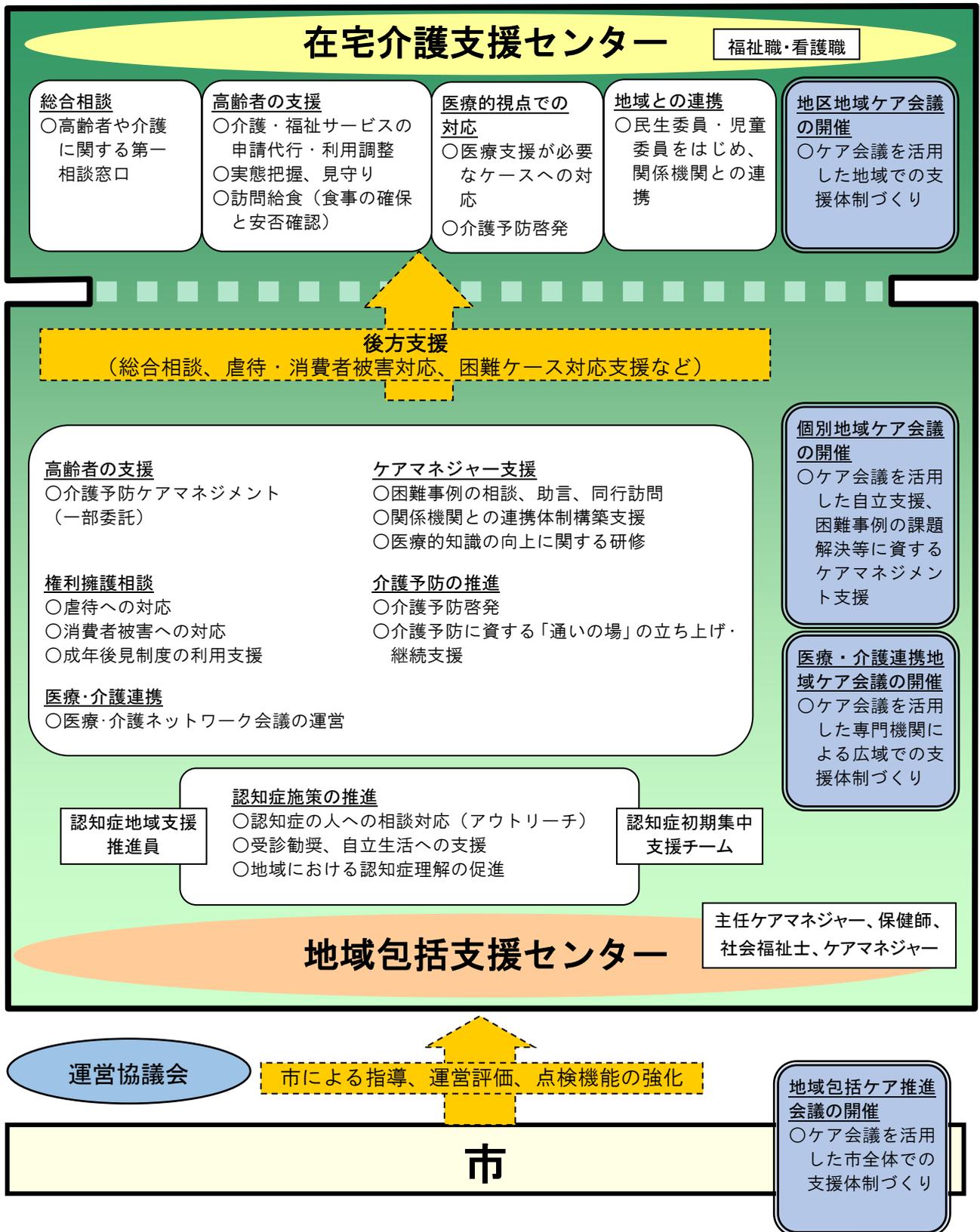
在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどの関係機関との連携により個別地域ケア会議、地区地域ケア会議、医療・介護連携地域ケア会議、全市レベルの地域包括ケア推進会議（長寿社会づくり懇話会及び安心の地域医療検討委員会）からなる地域ケア会議を開催し、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、関係機関の連携の強化、地域課題の発見、地域づくり、資源開発、政策の形成につなげていきます。

これまで、各地域ケア会議で抽出された地域課題について、これを解決するための資源開発や政策提言につなげることが十分にできていないため、各地域ケア会議の内容の充実に努めるとともに、地域包括支援センター連絡会に、各地域ケア会議で抽出された課題に関する協議・調整の機能を持たせ、上位の地域ケア会議などへスムーズにつなげられるしくみを構築していきます。

■各種地域ケア会議の方向性

各種地域ケア会議の名称	各種地域ケア会議の主な内容
個別地域ケア会議	困難事例型の会議を継続するとともに、自立支援型の会議では、検討事例の対象者を拡大するなど内容を充実させ、自立のためのケアマネジメント力の向上や、地域課題解決のための政策形成に結びつけます。
地区地域ケア会議	在宅介護支援センター運営協議会を活用して、地区単位で実施します。地域における生活支援などの課題を発見し、その解決に向けたネットワーク化や資源開発につなげられるよう、生活支援コーディネーターとも連携しながら、地域の各種団体、関係機関とともに取り組みます。
医療・介護連携 地域ケア会議	医療・介護ネットワーク会議の世話人会を活用して、北・中・南のブロック単位で実施します。医療・介護に関わる多職種の参加のもと、在宅医療・介護連携支援センターと連携しながら、医療・介護連携に関する課題の発見、連携のためのネットワークやしくみの構築などを進めます。
地域包括ケア推進会議 〔安心の地域医療検討 委員会〕	長寿社会づくり懇話会及び安心の地域医療検討委員会を活用して実施し、全市レベルでの調整や政策形成に向けた検討などを行います。

図 「三層構造」による支援体制のイメージ



②地区レベルの支援体制づくりと地域における実態把握

地区レベルあるいは町レベルでの介護予防の場や生活支援のしくみづくりなどに向けて、在宅介護支援センターが地区地域ケア会議なども活用しつつ、生活支援コーディネーターや地区市民センターとも連携しながら、地区レベルでの支援体制を強化します。また、地域での資源開発、人材発掘を一層進めるため、今後の生活支援コーディネーターの体制や関係機関との連携のあり方について検討を進めます。

③医療・介護などの専門職の連携体制強化

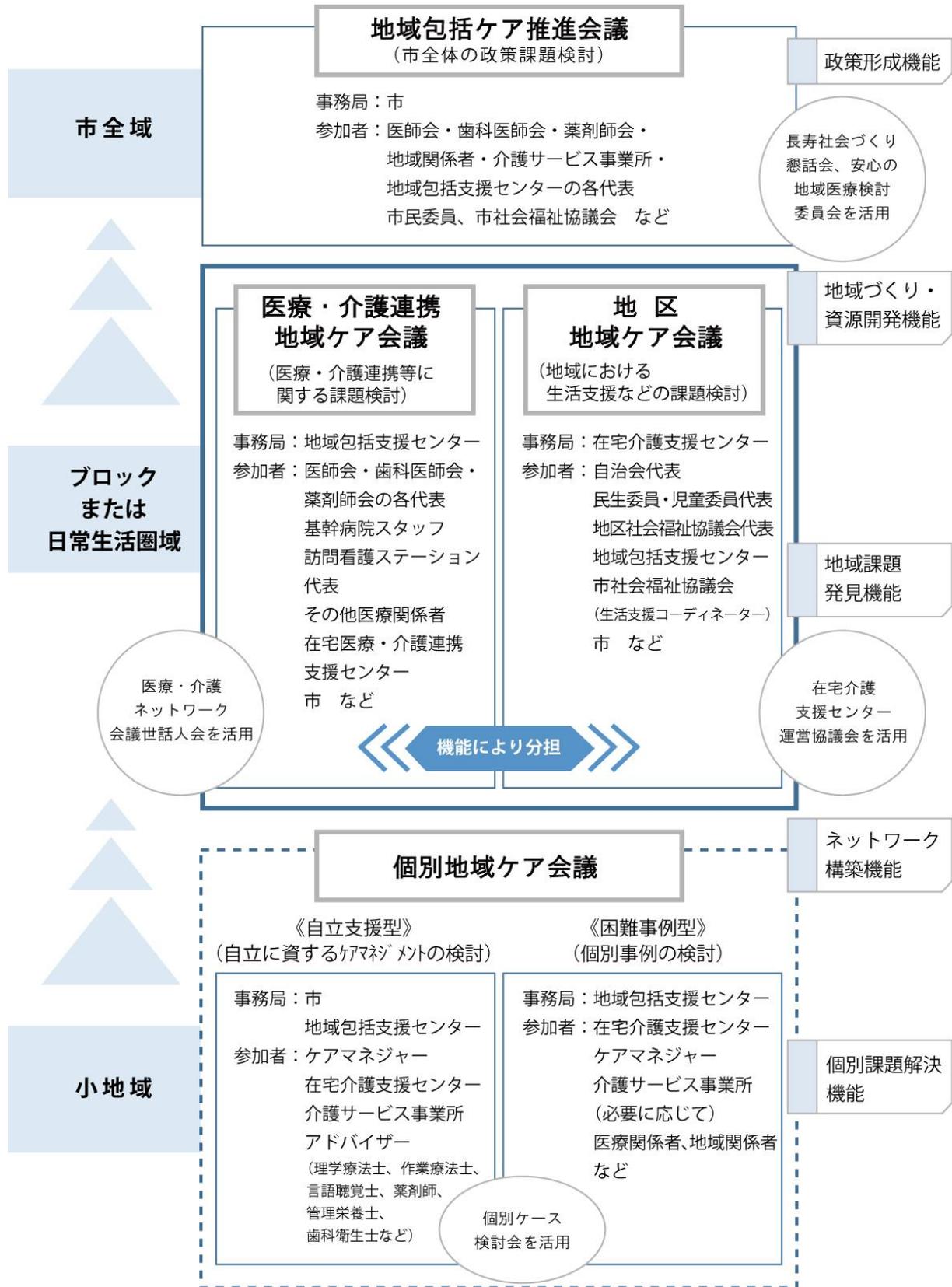
在宅医療や認知症、権利擁護など専門性が必要とされる課題に対応するため、地域包括支援センター及び市が、在宅医療・介護連携支援センターなどとも連携しながら、医療・介護ネットワーク会議、高齢者みまもりネットワーク会議などを開催し、医療、介護、法律などの専門職間の連携体制の強化に努めます。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議開催回数 (回)	108	111	114	117	120

※個別地域ケア会議、地区地域ケア会議、医療・介護連携地域ケア会議、地域包括ケア推進会議の合計

図 地域ケア会議の構成



(3) 相談・支援機能の充実

①総合相談・情報提供

高齢者やその家族が、身近な地域で気軽に相談ができるよう、ホームページやパンフレットなどを活用して、各地区に設置した在宅介護支援センターの一層の周知に努めます。

また、在宅医療・介護連携支援センターや地域包括支援センターの主催により、在宅介護支援センターの医療職の会議を開催し、そのスキルアップや関係機関との連携強化を図ります。

さらに、令和5年度から本市で開始された重層的支援体制整備事業のしくみを活用し、高齢者のみならず、障害のある人、子どもなどに関する複合的な課題を抱える相談に対して、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他分野の相談支援機関が連携して対応を行います。

②包括的・継続的ケアマネジメントへの支援

ケアマネジャーのさらなるスキルアップによって、支援困難事例などにおいても適切なケアマネジメントが行われるよう、地域包括支援センターが、相談・助言、同行訪問などにより個別支援を行うとともに、個別地域ケア会議などを活用した支援を行います。これまでの個別地域ケア会議については、実施希望事業所が少ないことから、より効果的な会議のあり方についても検討を進めていきます。

また、介護保険サービス事業者連絡会居宅介護支援部会において、各種研修を実施するとともに、地域包括支援センターが、管内の居宅介護支援事業所訪問やケアマネジャーの意見交換会の場を設けるなど、そのスキルアップ及び活動支援を今後も継続して行います。

【実績と目標】

	実績	見込み	目標		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅介護支援センター 相談支援件数 (件)	67,862	68,000	68,300	68,600	68,900

施策の体系

基本理念	基本目標	施策		
住み慣れた場所で健康で自分らしく暮らせるまち	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み	I 介護予防・重度化防止を推進するとともに日常生活を支援する	1. 介護予防の推進と日常生活支援体制の整備	(1) 介護予防事業の推進
				(2) 介護予防・生活支援サービス事業の拡充
				(3) 地域における生活支援・見守りの体制づくり
				(4) 高齢者の自立生活や家族に対する支援
		II 医療と介護との連携で高齢者の在宅生活を支える	2. 在宅医療・介護連携の推進	(1) 在宅医療・介護の提供体制の構築推進
				(2) 在宅医療・介護医療連携の対応策の実施
				(3) 地域住民への普及啓発
		III 認知症の人や家族を地域で支えとともに高齢者の尊厳を守る	3. 認知症施策の推進	(1) 普及啓発・本人発信支援
				(2) 予防と早期発見・早期対応体制の確立
				(3) 医療・ケア・介護サービスの拡充と介護者への支援
				(4) 認知症バリアフリー・権利擁護の推進と社会参加支援
		IV 介護サービスの充実によって高齢者と家族を支える	4. 介護保険サービスの充実と円滑な運営	(1) 介護保険サービスの充実
				(2) 要介護者などへのリハビリテーション提供体制の構築
				(3) 介護保険サービスの質の向上
				(4) 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上
				(5) 介護保険事業の適正化

地域包括ケアシステムを支える基盤の強化

- (1) 「三層構造」による支援体制の強化
- (2) 地域包括支援ネットワークの強化
- (3) 相談・支援機能の充実